

令和 3 年 3 月 定例会

# 河合町議会会議録

令和 3 年 3 月 2 日 開会

河合町議会

## 令和3年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（3月2日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	5
○欠席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○町長のあいさつ	7
○会議録署名議員の指名	17
○会期の決定	18
○付議事件の一括提案理由の説明	19
○議案第25号の質疑、討論、採決	32
○承認第1号から承認第4号の質疑、討論、採決	34
○議案第1号から議案第6号、議案第15号から議案第15号から議案第24号、 請願第1号の委員会付託	40
○議案第7号から議案第14号の委員会付託	41
○同意第1号から同意第8号の審議方法	42
○散会の宣告	42
○署名議員	43

河合町告示第8号

令和3年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年2月26日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和3年3月2日

2 場 所 河合町議会議場

令和 3 年 3 月 2 日（火曜日）

（第 1 号）

## 令和3年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第1号）

令和3年3月2日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 25号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町国民健康保険税条例等の一部改正)
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町総合福祉会館設置条例の一部改正)
- 日程第 8 議案第 1号 令和2年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 2号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第 3号 令和2年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第 4号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第 5号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第 6号 令和2年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第14 議案第 15号 河合町まちづくり基本条例検討審議会設置条例の制定について
- 日程第15 議案第 16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 17号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第 18号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正について
- 日程第18 議案第 19号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第 20号 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第 21号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第 22号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第 23号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第 24号 河合町心の交流センター条例の一部改正について

日程第24	請願第1号	「すな丸号」の設置条例の制定を求める請願書について
日程第25	議案第7号	令和3年度河合町一般会計予算について(別冊)
日程第26	議案第8号	令和3年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊)
日程第27	議案第9号	令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊)
日程第28	議案第10号	令和3年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
日程第29	議案第11号	令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
日程第30	議案第12号	令和3年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊)
日程第31	議案第13号	令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について(別冊)
日程第32	議案第14号	令和3年度河合町水道事業会計予算について(別冊)
日程第33	同意第1号	監査委員の選任について
日程第34	同意第2号	政治倫理審査会委員の選任について
日程第35	同意第3号	政治倫理審査会委員の選任について
日程第36	同意第4号	政治倫理審査会委員の選任について
日程第37	同意第5号	政治倫理審査会委員の選任について
日程第38	同意第6号	政治倫理審査会委員の選任について
日程第39	同意第7号	政治倫理審査会委員の選任について
日程第40	同意第8号	政治倫理審査会委員の選任について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第40まで議事日程に同じ

---

#### 出席議員(13名)

1番 森 光 祐 介	2番 常 盤 繁 範
3番 梅 野 美智代	4番 佐 藤 利 治
5番 中 山 義 英	6番 坂 本 博 道
7番 長谷川 伸 一	8番 杵 本 光 清
9番 大 西 孝 幸	10番 馬 場 千恵子
11番 岡 田 康 則	12番 西 村 潔
13番 谷 本 昌 弘	

#### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	総務部参事	横山泰典
総務部長	澤井昭仁	企画部長	福井敏夫
福祉部長	浮島龍幸	住民生活部長	門口光男
まちづくり 推進部長	堀内伸浩	教育部長	上村欣也
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村卓也
住民福祉部長 次	中野雅史	総務課長	小野雄一郎
高齢福祉課長	古谷真孝	子育て支援 課長	小山寿子

欠席者（なし）

---

会議に従事した事務局職員

局長	佐藤桂三	局長補佐	高根亜紀
----	------	------	------





開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第8号をもって令和3年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和3年第1回定例会は成立しましたので開会いたします。

今定例会において、飛沫感染防止のため、質疑、答弁、討論の際は着席での対応をお願いします。ご了承願います。

---

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） おはようございます。

本日ここに、令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかわりませず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきまして、現状をご報告いたします。去る1月対策本部を立ち上げ、準備に取り組んでまいりました。先日、国より4月12日から高齢者に対してワクチン接種を始めると発表があり、町においても更に万全の体制をもって臨むため、3月1日付でコロナワクチン接種推進室を設置いたしました。

現在、集団接種会場を「豆山の郷」とし、設置許可申請中であります。

許可が下り次第、今朝、国からの指示がありまして4月中には高齢者に案内を行い国の動きと連動し、順次接種させていただきたいと考えております。

また、地方創生臨時交付金、第3次補正分を活用したコロナ対策事業につきましては、現在精査しているところであります。決定次第、議員の皆さまにご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、来年度は私が就任して3年目となります。私は就任当初より、河合町を「人に優しい 人情あふれる町 温かい町」にしたいと言ってきました。

また、町民に、夢、誇り。行政に、知恵、覚悟を旗印に取り組んでまいりました。

その考えの元、組織体制が新しいことにどこまで対応できるか、いわゆる組織力を見定めること、職員の仕事に対する姿勢を見定めることを視点とし町の現状と職員及び町組織体制の再確認をすることから始めました。

まず初めに、町広報誌のリニューアルです。町広報誌は、行政と住民をつなぐ重要なツールです。町議会議員時代「広報誌があまり読まれていない、役場の職員が何をしているのか見えてこない」など多くの皆様からの声を聞いていました。そこで、新たな経費をかけずに広報誌のテコ入れと、町職員を紹介すると同時に役場が何をしているところなのかを知っていただく事に広報誌を活用することにしました。職員を紹介することにより、職員が、町行政が住民のためのものであることを再認識するきっかけにもなると考えました。同時に、職員の意見を聞く場の設定、職員と住民が触れ合う役場コンシェルジュ研修等、まさに出来ることからやるを実践いたしました。

同時に、若手職員にテーマを決め検討グループなどを積極的に開催させました。2年目に入り、職員とより一層の対話に努めました。

そこで、町行政の問題点を職員自らが指摘し改善策を提案するシステムを構築いたしました。行政の透明化を進めるためには、なくてはならない取り組みであると自負しております。具体的な提案がなされ、すぐにできることは早速実施すると同時に、早急に実施すべき事柄は来年度予算にも幅広く反映させる事が出来ました。職員が自ら考え提案実施するシステムが動き出したのです。

また、町の情報を出来る限り知っていただくと同時に、町民の皆様方のご意見を幅広くお聞きするため、令和2年4月に「広報広聴課」を新設いたしました。さらに、小単位のタウンミーティングとして、河合町出前講座を実施することにしました。

コロナ禍で想定通り実施することは出来ませんでした。福祉事業ボランティアリーダーの方々、子育て世代のお母さん方、お父さん方等、広報誌に取り上げる取材を兼ねて貴重なご意見をいただく場を設定することが出来ました。

広報発信ではSNSをフル稼働させ、情報網を張り巡らせた結果、元ゾゾ代表：前澤さんの呼びかけにいち早く対応でき、500万円のふるさと納税をいただくこともできました。

また、公共施設の電力契約の見直しや、団体への補助金の必要性の精査等を指示するとともに、職員の給与カットをこれまでの給料だけでなく、期末勤勉手当も対象とするなど、一定の財源確保にも努め、令和元年度決算において、赤字を回避することができました。

まもなく、令和2年度の決算時期になりますが、何とか黒字決算で、財政調整基金にも積み立てることになる予定だと報告を受けております。

来年度は、就任3年目、私の「カラー」を出せる具体策に着手し“まちを元気にするサイクル”を起動させる所存であります。その構想を「河合愛AI構想」と名付け発表することにいたしました。毎年度、検証・見直しを行うと言う意味では完成形とは言えないかも知れません。しかし、それは河合愛AI構想の特徴のひとつである、社会経済情勢への柔軟な適応性というメリットでもあります。新型コロナウイルス感染症のようなこれまで経験したことのない対応にもアジャスト（調整）できます。

くしくも、今秋をめどに「イオン西大和店」が閉館するということが報道されました。大変ショックを受けております。と同時に、その代替機能をどのように確保するか、大難題が肩にのしかかってきました。

しかし、この問題も「河合愛AI構想」の持つアジャスト（調整）機能を有効に活用し、解決に向けて、議員各位、町民の皆様にもご意見をいただきながら一丸となって乗り切ってまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

前置きが長くなりましたが、今議会には、これまで申し上げました、私の理念を基軸に、地球的規模の課題であります「ウイズコロナ」を念頭に令和3年度の当初予算案及び関連議案を提出しました。

新年度における町政の展望と先ほど来、述べてまいりました私の基本理念に基づく方針及び施策の一端をご説明させていただきます。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。はじめに河合愛AI構想について説明いたします。

私はまず最初に「河合愛AI構想」を掲げております。これは先に述べた通り、これまで町行政と町民の皆様方が共同で作りに上げてこられた「河合町夢ビジョン」「河合町街再生総合戦略」を礎として、河合町の豊富な資源を再認識し、更にそれらを活用して新たな資産と魅力を形成していくことで、「まちの魅力を向上」させ、その誘引による「人口安定・定住

促進」を図ることにより、「健全財政」と「新たな施策の導入」という、“まちを元気にするサイクル”を生み出すことを目的としています。

このサイクルに沿って基本計画と実施計画を定めて構想を実現していく所存です。

既にご案内の通り、「河合愛A I 構想」は、その基本理念である、「人に優しい、人情あふれる町 温かい町」とイメージできるまちであり続けられるように各施策を展開していくものです。そこで、新年度では、町民の皆様と共に「夢を語り 愛をあつめ 知恵を出し合う」、そのようなタウンミーティングを小さな単位で開催し、「河合愛A I 構想」に磨きをかけて参ります。河合町の人口は、年々減少していることは事実ですが、平成30年度には、社会増減が増加に転じるなど、平成27年度に人口減少対策を目的として策定された「河合町街再生総合戦略」を着実に実施してきたことが、裏付けられた形となっています。

「河合愛A I 構想」は、この結果を踏まえて地方創生の取り組みも一体的に推し進めて参ります。

それでは、予算の全体像についてご説明申し上げます。本町の財政状況は、住民の高齢化や人口減少などにより町税の増収が見込めない状況の中、歳出では社会保障関連経費や公共施設・社会インフラの老朽化対策費などの増加が見込まれるなど、依然厳しい状況にあります。このような状況の中、令和3年度予算につきましては、引き続き行財政の健全化に向けた努力が必要との認識の下、一定水準の行政サービスを確保するとともに、「河合愛A I 構想」に沿った、将来に繋がる施策を、着実に進めることが重要であることから、限られた財源の中でも「やれることからやっていく」の観点を基本として予算編成を行いました。その結果、一般会計当初予算の総額は、64億8,200万円で、前年度に比べ1億6,200万円、2.6%の増額となっています。歳入面では、町税がコロナ禍の影響などにより約7,300万円の減収になるものの、地方財政対策により地方交付税と臨時財政対策債の合計額は昨年度予算より1億8,900万円、8.5%の増額、令和2年度の現計予算に比して約1億700万円、4.6%の増額となり、主要一般財源を確保することができました。しかしながら、歳出面では、まだまだ柔軟な財政運営をおこなうことは難しい状況です。令和3年度予算編成においては、団体補助金をはじめ個々の支出を厳しく精査しました。人件費においては、職員の減員と退職手当組合負担金などにより約4,500万円の減額となりました。その結果、後ほど説明いたしますが、これまで懸案であった課題解決に必要な施策は少額予算ではあるものの、新規事業として提案させていただくことができました。また、職員の給与削減は、条例の一部改正を提案させていただいている通り、継続することとしました。しかしながら、令和2年度の給与改

定での期末勤勉手当の支給率引き下げを考慮して、削減率については、特別職を除き、0.5%緩和致しました。さらに、職員による草刈りにつきましては、これまでの議論を踏まえ、年3回のうち2回は業者発注とし、残り1回については職員の研修及び職員間の交流の場として実施することとしました。また、先に議会よりご提案をいただいておりますが、町政全般の法律問題に迅速かつ的確に対応し、職員の負担軽減と円滑な行政運営を図るため、弁護士資格を有する者をリーガルサポーターとして任用することとしました。

主な施策の説明をいたします。

さて、先ほど来、述べております通り、河合町を愛溢れる町にしたいと考えております。そこで、事業実施サイクルを提唱した「河合愛A I 構想」において、5つの「愛」のある目標を掲げさせていただきました。「暮らし愛」、「支え愛」、「学び愛」、「話し愛」「関わり愛」の5つの目標であります。そこで、令和3年度の主要な取り組みについて、その5つの目標の視点にとりまとめご説明申し上げます。

まず、「暮らし愛」についてです。

ファシリティマネジメント（公共施設再編）の推進です。

ファシリティマネジメント（公共施設再編）の推進については、「河合愛A I 構想」の重点施策と位置づけています。現在、皆様にご利用いただいております、中央公民館や町立体育館をはじめとする公共施設は、老朽化に加え、耐震性能を有していない建物があるなどの現状を踏まえ、耐震補強及び必要な改修が急を要する状況にあります。そこで、皆さまに安心して活動を行っていただく場を提供するために、既に耐震補強工事が完了している、旧第三小学校の利活用に着目しました。旧第三小学校のスペースは、中央公民館と町立体育館の機能を移転するだけでなく、更に防災の拠点施設とすると同時に、町民が多世代にわたり利用できる魅力ある複合施設とすることができます。そのため、令和3年度には中央公民館と町立体育館の機能移転にかかる調査検討及び設計業務に着手し、スピード感をもって順次整備を進めてまいります。また、公共施設再編の第1歩として、施設利用の合理化・経費の削減の観点から、心の交流センターと児童館を統合し効率的な運用に努めると共に、令和3年度は耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強や改修に取り組んでまいります。

安心と安全に対する対策の充実も、町の魅力を形成する重要な課題です。

そこで、令和3年度は、緊急時に備え、身近にある町内のコンビニ5箇所にAEDを設置し、迅速な救命措置を施すことができる安心の増大を図ります。また、防災に関する知識及び意識の向上を目的として、防災キャンプを開催いたします。避難生活をキャンプ形式で疑似体

験することにより、幼少期から防災の知識や経験を家族ぐるみで身につけることで、災害への対応能力向上だけでなく、将来的にはそうした子どもたちが次代の防災士となったり、防災組織の担い手となったりすることで、町の防災能力の継続的な向上を促進することができると考えております。さらに、近年、頻発化、激甚化する豪雨や台風などの災害に対応し、住民等が自助・共助の意識を高め、災害時に適切な避難を行うなど「自らの命は自ら守る」行動を促すには、地区防災計画の作成が有効であると提言されるなど、地域の防災力を高める手法として地区防災計画の重要性が更に高まっており、地域住民による防災組織の構築と災害時における対応ができるよう地域住民が主体となって地区防災計画を策定する事の重要性を喚起します。

不毛田川の内水対策につきましては、奈良県による候補地の測量・地質調査が完了し、予備設計を実施している段階であります。並行して内水対策事業の効果や県と町の負担区分、また奈良県による不毛田川の河川改修工事の実施などに関して協議を進めているところです。協議が整った段階で、補正予算をお願いして、詳細設計、用地測量等の事業を進めてまいりたいと考えています。不毛田川の内水対策は、住民の生命と財産を守る上で、なくてはならない事業であることから早期実現に向け、継続的な取り組みを進めてまいります。

また、道路・橋梁・ため池などのインフラメンテナンス（長寿命化、耐震化）につきましては、引き続き予防保全の観点により、点検・維持修繕などに努めてまいります。

「暮らし愛」その他の説明を致します。

池部駅を玄関口とする馬見丘陵公園は、町の大きな資産です。四季折々の花々やイベントは更にその価値を高め来場者を誘引します。コロナ渦の中ではありますが、徹底した感染対策を施しながら、これらの来場者に町の魅力を発信するとともに、周辺史跡を活用するなど、奈良県と連携して更なる来場者の誘致に取り組みます。

ごみ処理につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合のごみ処理施設の令和7年の稼働に向けて、中継施設の整備と併せて取り組んで参ります

また、近年増加しております、空家対策につきましては、令和2年度に実態調査を完了しました。そこで、空家等の基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や取り組むべき方向性を示すべく、学識経験者・関係機関・地域町民からなる「河合町空家等対策協議会」を設置し、「空家等対策条例」及び「空家等対策計画」の策定を行い、適切な管理の促進による快適な住環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進、空家等の有効活用による移住・定住促進を目標に掲げ、各種対策を検討しながら「総合的な空家等対策」

に取り組んでまいります。

次に、「支え愛」について説明いたします。

子育て・子育て環境の充実です。子育て・子育て環境の充実については、「河合愛 AI 構想」において重点施策と位置づけています。「かがやきの森こども園」が昨年4月に開園して1年が過ぎました。開園当初は186名のこどもたちでスタートしましたが、好評を博し、年度末には198名のこどもたちが通うようになりました。「かがやきの森こども園」への入園を目的に河合町に移住されたご家族がいらっしゃると聞き及んでいます。非常に誇らしい事です。こども園は、馬見丘陵公園に隣接し自然豊かな環境の中で、教育保育を行うことができ、豊かな心と生きる力の基礎を育む絶好の立地と言えます。教育・保育要領には、「園児が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が用意されなければならない。このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して園児一人一人の発達を促していくことが重要である。さらに園児の発達を促すための環境は、必ずしも園内だけにあるのではない。」と記されています。開園と同時に、この優良な環境を活かし、子供たちのために近隣の住民の皆様が中心となって、豊かな心と生きる力の基礎を育む土台となる「森森ファーム」を設置していただきました。令和3年度は官民一体となって「森森ファーム」の拡充を図り、農作物の栽培活動を継続的に体験できる環境を整えていきたいと考えています。土に触れ泥んこになって農作物を育てる実体験は、まさしく大地に根をはって生きる子どもの育成に繋がります。また、地域の方の知恵と力をお借りして、「河合の子どもは、町ぐるみで育てる」河合愛 AI 構想の象徴ともいえる場になることを期待しています。

学童保育所については、保護者が放課後家庭に居ない児童への豊かで安心安全な時間の保障のため、重要な場であると考えます。更なる、保育の質の向上を目指し、主任制度の確立、学童保育室の安全の確保と三密回避のために、3クラスから4クラスに増設し、体制を強化します。

子育て世代包括支援センターが設置され半年が経過しました。保健師・保育士からなる専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応しています。

コロナ感染予防の周知と育児のお祝い品としてエコバッグなどを家庭訪問してお渡しする、「すこやか育児サポート事業」は大変好評であり、令和3年度以降も引き続き実施することとしました。

「支え愛」その他の説明を致します。

障害福祉においては、昨年10月に制定した手話言語条例に手話が言語であるとの認識に

基づき、手話の普及に努め、障がいがある人もない人も安心して生活できる社会の実現を目指します。また新たに策定した障がい福祉計画に基づき、障がいのあるなしにかかわらず、高齢になっても、どんな立場でも、自らの意思が尊重され、安心して自由に生活をするために、一人ひとりが多様な人のことを思いやることのできる「心のバリアフリー」を広げていきます。心のバリアフリーは、困っている人に気づくこと、声をかけることから始まります。そんなまちづくりを目指します。

次に、荒廃農地を活用した事業「たんぼの楽耕」については、多くの町民が参加するなど順調に推移していますが、新年度からは町外在住者にも募集を広げ、移住・定住促進を目標に掲げ、新規就農に導く事業展開とともに、河合町への愛着を醸成して参ります。

河合町内で収穫した野菜などを直売する「産直市」は5千人を超える人が集う河合町オリジナルの一大イベントとなりました。今年度は、コロナ禍で中止を余儀なくさせられましたが、ぜひ再開して欲しいとの声がたくさん寄せられています。令和3年度は、コロナ対策に万全を期し、「春と秋の産直市」を開催したいと考えています。特産品の開発として農業委員会が中心となり、地元生産者と協力して、ウーハン芋の栽培に取り組み、地産地消の根幹を担う学校給食への提供、ふるさと納税の返礼品にも活用して参ります。

町内循環ワゴン「すな丸号」については、設置から4年が経過しましたが、これまでいくつかの課題が見つかっています。そこで令和3年度、これまでにいただいたご意見を基に、運行体制を見直し安心して快適に利用していただけるように努めて参ります。

次に、「学び愛」について説明いたします。

教育のまちづくりです。教育のまちづくりについては、「河合愛A I 構想」の重点施策と位置づけています。政府は、公立小学校の学級編成を5カ年で全学年を35人学級とすることとしました。本町では、少人数によるきめ細やかな指導体制とICT等の活用による新たな学びの場をいち早く整えるため、政府決定に先駆けて令和3年度から町独自の政策として35人学級に移行することとしました。また、GIGAスクール構想により、令和2年度に校内LANの整備及び児童生徒1人1台端末の導入を行いました。令和3年度は、その有効活用のため、ICT支援員を学校へ派遣し、児童生徒や教職員に対し、操作支援や効果的な授業実践に向けた提案、授業進行のサポート等を実施することとしました。

小中連携教育につきましては、小中9年間を見据えた子どもたちの育ちのため、教職員の研修や研究体制の充実、中学校教員の小学校教員の兼務辞令などの乗り入れ指導、小中学校の各種イベントの合同開催など、保護者や地域の方々も一体となって推し進めていきたいと



考えています。

子供たちの語学力の向上を目的に実施している体験型プログラムである、イングリッシュ・エデュケーション・プログラムにつきましては、令和3年度も引き続き実施することとしました。更に、新たに英語検定試験の受験を推奨するため、受験料の一部を助成することとしました。

放課後教育の充実として、各学校もしくは周辺の施設に（仮称）地域未来塾を設置し、放課後に大学生や元教員などの支援員の協力を得て、学習習慣を身につけるための学習支援を行うこととしました。自ら学ぶ習慣が身につくことで、さまざまな問題解決を自分で考えることや、学力の向上に結びつくと考えています。

史跡大塚山古墳群は河合町を代表する文化財のひとつです。令和5年度には古墳群のうちの大塚山古墳の公有化が完了する見込みです。この町の財産を守るとともに、有効に活用するため、公有化完了に先立ち、保存活用計画を策定し、河合町の魅力発信とまちづくりにつなげていきます。そのため、組織の強化を目的として、新たに学芸員の採用を予定しております。

学校図書室及び図書館につきましては、わずかではありますが、図書購入予算を充実して、児童生徒の学びの支援と特色のある図書館をめざします。

「学び愛」その他の説明を致します。

現在、子ども・高齢者向けのスポーツ教室に、令和3年度より新たにバウンドテニス教室とスポーツ吹き矢教室を加え、世代を問わず気軽に軽スポーツを体験できる場を提供することとしました。

町民プールにつきましては、施設の老朽化等を踏まえ、やむを得ず閉鎖することとしました。なお、これに代わる施策として、第二浄化センター県営プールの入場料の半額を補助するための経費を計上しました。

町民体育大会につきましては、近年、実施形態に関していくつかの課題が浮き彫りとなっています。令和3年度、町制施行50周年を迎えることを機に、町民体育大会の実施形態を見直し、町内各所、各団体等が実施しているスポーツイベントを総合的に期間を決めまとめる等、新たなスポーツイベントとして再構築し、町民に健康増進やスポーツの楽しさを体験していただける行事としたいと考えています。

それに先駆け、劣化が激しく町民の皆さまにご不自由をおかけしていました、総合スポーツ公園内テニスコートにつきましては、改修工事を行い、安全に楽しくプレーしていただくこ

としました。

次に、「話し愛」と「関わり愛」についてです。

令和2年度は広報広聴課を新設し、広報紙やホームページ、SNSなどによる情報発信を一層充実して参りました。同時に、皆様のご意見を伺い町行政に活かすことを目的とした広聴機能は、コロナ禍の元、タウンミーティングを2回、広報誌への掲載のためのワークショップを数回実施しましたが、必ずしも当初の目的を達したとは言えず残念でありました。令和3年度は、コロナ禍の状況をみながら、少数単位のタウンミーティングを実施したいと考えております。さらに、文化や観光分野を総合的に発信する施策を充実したいと考えております。町内に向けては（河合愛A I 構想）にて定義付けられた「話し愛」「関わり愛」を通じて郷土愛を醸成すること。町外に向けては、県内市町村の中でも有数を誇る古墳等の史跡を活かし「河合町にはこんな魅力があるのだ！」と認識していただけるよう工夫を凝らし、発信して参ります。

また、河合町内には、様々な知識・見識・才能を有した方々が沢山いらっしゃいます。その方々は、河合町にとって、とても大切な宝物であると同時に人的資源とも言えるのではないのでしょうか。既に、町立図書館には窓口に司書としてボランティアで対応いただいている「図書司書フェロー」の方々、総合福祉施設「豆山の郷」の空きスペースを活用して、豆山の郷を訪れた様々な人たちが集う場所として「豆山カフェ」の運営をいただいている「豆山フェロー」の方々に活躍していただいています。そのような方々を「河合パートナーフェロー：大切な仲間たち」と位置付けさせていただき、これまで充分でなかった史跡等の資源の活用を進めるお手伝いをしていただく等、河合町の魅力を多種多様に表現し、多方面に広げることを目標にその輪を広げてまいります。

続きまして、ふるさとの日「夏」につきましては、町外に出られた方が帰省される8月15日を「河合ふるさとの日」と定め、各種イベントを開催し、町内外の方にふるさと河合を再認識していただけるよう努めて参りました。令和3年度におきましても、コロナ禍の中ではありますが、内容に工夫をこらし、また感染症予防対策を徹底したうえで、開催したいと考えております。

また、ふるさとの日「冬」につきましては、毎年県主催で開催される「馬見クリスマスウィーク」と連動したイベントを進めたいと考えております。いずれにいたしましても、ウイズコロナの視点に立ち、少しでも明るい話題を提供し閉塞感を払拭したいと考えております。

さて、令和2年度のふるさと納税額は、現時点ですでに令和元年の3倍を超える額となっております。本町が情報発信に重点を置いたことと同時に、返礼品の一つが日経新聞の何でもランキングのブランデーケーキ部門で全国上位となり、注目を浴びたことなどで人気を博したものと分析しております。今後とも、魅力あるまちづくりを進め、応援したいと思ってもらえるような工夫を加えた取り組みを実施したいと考えております。

河合町は、令和3年12月1日に、町制施行50周年を迎えます。半世紀の歩みを振り返ると共に、これからの河合町のために、知恵を集め、アイデアを持ち寄り、心をひとつにし未来に羽ばたく記念すべき1年にするための各種イベントを開催したいと考えています。

(仮称)河合町まちづくり基本条例は、まちづくりに関する基本的な考え方やルールを定める条例です。町民の皆さまが、これからも安心して暮らし続け、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、町民の皆様をはじめ、議会議員の皆様専門家の意見をお聞きしながら、条例策定に向けた検討を進めて参ります。

先にも述べましたが、イオン西大和店の閉店が大きく報道されたことは、非常に大きな問題であり、大変ショックを受けています。町といたしましては、情報収集に努めると共に今後の対応策を検討して参ります。

おわりに、以上、新年度の施政方針及び施策の概要を申し上げます。令和3年度は、議員各位、町民の皆様とともに、コロナに打ち勝ち、東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより、また、町制施行50周年という節目の年を経て、河合町の明るい未来へと大きく踏み出す年にしたいと考えています。未来につながる予算案及び関連条例へのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

長時間ご清聴、ありがとうございました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において10番、馬場千恵子議員、11番、岡田康則議員を指名します。

### ◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

2月26日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、常盤繁範議会運営委員長より会期等について報告願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤委員長。

○2番（常盤繁範） 議会運営委員会からの報告をさせていただきます。去る2月26日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月2日より3月17日までの16日間といたします。

次に会期日程でございますが、本日2日が本会議。

一般質問は4日と5日、午前10時からとします。

総務常任委員会は、8日、午前10時からとします。

厚生常任委員会は、8日、午後1時30分からとします。

経済建設常任委員会は、9日、午前10時からとします。常任委員会予備日は、9日、午後1時30分からとします。

予算審査特別委員会は、10日と12日午前10時からの予定です。

予算審査特別委員会予備日は13日土曜日10時からの予定とします。

本会議最終日は17日、午前10時からとします。

本日の議事日程につきましては、議案第25号の1つの議案、承認第1号から承認第4号の4つの承認を本日一括上程し逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告とおり本日2日より17日までの16日間と決定します。

---

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（杵本光清） それでは理事者より議案第1号から議案第25号までの25議案、承認第1号から第4号までの4承認。同意第1号から第8号までの8同意について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、田中副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） あらためまして、おはようございます。それでは、3月定例会に提出致しました、議案第1号から議案第25号までの25議案、承認第1号から承認第4号までの4承認、同意第1号から第8号の8同意、合計37議案につきまして、順次ご説明を申し上げます。

議案第1号 令和2年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,544万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を87億6,659万5,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお願いします。

農村地域防災減災事業で1,100万円。橋梁整備事業で2,0691,000円、合計3,169万1,000円を計上しています。

第3条「地方債の補正」につきましては、4ページをお願いします。

このことにつきましては、8事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計5億2,402万4,000円とするものでございます。

それでは歳出から順次ご説明致します。

今回の補正につきましては、人件費として、退職者の職員給与などで、3,709万9,000円の減額、雇い上げ職員の減員などにより会計年度任用職員の報酬などで、3,040万1,000円の減額、合計6,750万円の減額となっています。

人件費以外の補正項目について、説明いたします。14ページから16ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費で、電力入札による影響額として、97万8,000円の減額、目12財政調整基金費で、財政調整基金積立金として、1億2,014万2,000円の増額、目26街再生事業費で、コロナ禍による河合ふるさとの日の未実施により、同実

行委員会への補助金を、280万円減額するものでございます。以下「コロナ禍による未実施、中止、縮小」は「未実施」「中止」「縮小」と省略させていただきます。16ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、コロナ禍による追悼式の未実施で負担金、56万円の減額、18ページで、介護保険特別会計への操出金、1,127万円の減額。

目2人権施策費では、差別を無くす町民集会の未実施で、16万6,000円の減額となっております。

目4社会福祉施設費では、心の交流センターで各種教室の未実施で、20万8,000円の減額。

目5老人福祉費では、重度心障老人医療費と老人ホーム入所事業費で、470万2,000円の減額。目11障害福祉費では、心障医療給付費、自立支援医療給付費、地域生活支援事業費及び介護給付費で、415万6,000円の増額、前年度補助金の精算に伴う償還金で108万5,000円の増額。手話奉仕員養成講座及びレクリエーション事業の未実施で、68万7,000円の減額となっております。20ページをお願いします。

目13国民健康保険医療助成費では、国保税の軽減分確定に伴い国保特会への繰出金225万1,000円を増額するものでございます。

目18後期高齢者医療費で、後期高齢者特会繰出金、192万7,000円の増額となっております。22ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、子ども医療給付費とひとり親家庭等医療給付費で給付額を1,022万3,000円の減額、事務費で10万8,000円の減額。

目2児童福祉施設費では、保育所委託措置費等で、1,236万円の減額、長時間保育事業費と心身障害児保育事業費の負担金で、385万5,000円の減額。

目3児童措置費では、児童手当給付費で、650万円の減額。

目6こども園費では、大会などの縮小、未実施及び不参加により、報償費で8万5,000円の減額、旅費で13万5,000円の減額、需用費で1万円の減額、及び負担金で8万円の減額となっております。26ページをお願いします。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費では、ごみ減量化推進経費で、400万2,000円の減額、資源選別センター経費で67万円の減額。

目2塵芥処理費では、電力入札による影響額などを含めて、1,203万2,000円の減額。

目3し尿処理費では、葛城地区清掃事務組合分担金で、125万2,000円の減額となっております。28ページをお願いします。

款6農林商工費、項1農業費、目1農業委員会費では、農地利用適正化交付金により、委員報酬を325万6,000円の増額。

目5農地費では、土地改良事業費で1,100万円の増額となっています。

項2商工費、目1商工振興費では、産直市の未実施により180万円の減額となっています。30ページをお願いします。

款7土木費、項4都市計画費、目3公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金、2,445万3,000円を増額するものでございます。32ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、イングリッシュエデュケーションプログラムの未実施により、60万円を減額するものでございます。

項2小学校費、目1小学校管理費では、プール清掃などの手数料で、30万4,000円の減額となっております。34ページをお願いします。

項3中学校費、目1中学校管理費では、プール清掃などの手数料で、31万2,000円の減額。

目2中学校教育振興費で、教科書改訂に伴う経費として、238万円を増額するものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費では、かわい通学合宿の未実施により、19万円の減額。36ページをお願いします。

目3文化財保護費では、砂かけ祭りの規模縮小などにより、30万8,000円の減額。

目5図書費では、教室などの未実施により、4万9,000円の減額。

目7文化会館運営費では、機器保守点検などで47万3,000円を減額するものです。38ページをお願いします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費では、研修会の中止などにより、5万1,000円の減額。町民体育大会の未実施により、87万4,000円の減額、スポーツ教室の縮小などにより、5万8,000円を減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金で835万3,000円の減額。同じく項2国庫補助金で、334万9,000円の増額。

款16県支出金、項1県負担金で113万4,000円の増額。10ページをお願いします。

同じく項2県補助金で751万4,000円の減額。

款17財産収入、項2財産売払収入で、1億4,000万円の減額。12ページをお願いします。

款21諸収入、項4雑入で、133万2,000円の増額。

款22町債、項1町債で1億7,550万円の増額となっております。

以上、歳入歳出2,544万8,000円の増額補正となっております。

議案第2号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出総額に変更はございません。歳入予算のみの変更でございます。4ページをお願いします。

款6繰入金、項1繰入金で、225万1,000円の増額。

項2基金繰入金で225万1,000円の減額となっております。以上です。

議案第3号 令和2年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,359万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額を7億6,955万5,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」については、3ページをお願いします。下水道長寿命化計画事業で7,020万円を計上しています。

第3条「地方債の補正」につきましては、4ページをお願いします。

このことにつきましては、3事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を2億480万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。12ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、消費税納付税額を128万9,000円の減額となっております。

款2公共下水道事業費、項1公共下水道費、目1下水道維持費で流域下水道維持管理負担金で、666万円の減額。

目4特定環境保全公共下水道建設費では、163万2,000円の減額。

目6下水道長寿命化計画事業費で、5,627万8,000円の増額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。

款1使用料及び手数料、項1使用料で1,766万1,000円の減額。

款2国庫支出金、項1国庫補助金で、2,600万円の増額。

款5繰入金、項1繰入金で、2,445万3,000円の増額。

款6繰越金、項1繰越金で、50万円の減額。

款7町債、項1町債では、1,130万円の増額となっております。

以上、歳入歳出4,359万2,000円の増額補正となっております。

議案第4号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。



第1条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ8,800万円を減額し、歳入歳出予算総額を19億3,538万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。10ページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費では、負担金1,500万円の減額。

目7 居宅介護サービス計画給付費では、負担金1,500万円の減額、

目9 地域密着型介護サービス給付費では、4,000万円の減額となっています。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸経費、目1 介護予防サービス給付費では、負担金500万円の減額。

目7 地域密着型介護予防サービス給付費では、負担金で100万円の減額となっています。

12ページをお願いします。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費では、負担金300万円の減額となっています。

項6 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費では、負担金で500万円の減額となっています。。

款4 地域支援事業費、項2 包括的支援事業任意事業費、目6 在宅医療・介護連携推進事業費では、委託料として400万円の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金で1,680万円の減額。同じく項2 国庫補助金で495万1,000円の減額。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金で2,268万円の減額。

款6 県支出金、項1 県負担金1,050万円の減額。

項3 県補助金で77万円の減額。8ページをお願いします。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金で1,127万円の減額。

項2 基金繰入金で2,102万9,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出8,800万円の減額補正となっております。

議案第5号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ996万円

を追加し、歳入歳出予算総額を4億1,321万9,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明致します。8ページをお願いします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金で、納付金額を996万円の増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。6ページをお願いします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料で803万3,000円の増額。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金で、192万7,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出996万円の増額補正となっております。

議案第6号 令和2年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、収益的支出で受水費の不足に伴う増額でございます。

議案第7号から議案第14号 までの8議案につきましては、令和3年度河合町一般会計並びに6特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に「予算書及び予算に関する説明書」並びに「予算案の概要」をお配りしておりますので、そちらをご覧くださいながら簡単にご説明させていただきたいと思っております。

それでは、議案第7号 令和3年度河合町一般会計予算についてご説明致します。

予算書5ページ並びに予算案の概要の17ページをお願いします。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を64億8,200万円と定め、前年度当初予算額と比較致しまして、1億6,200万円の増額、率で2.6%の増となっております。

第2条「地方債」につきましては、予算書12ページをお願いします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、10事業、起債限度額5億8,010万円と定めるものでございます。

第3条「一時借入金」につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第4条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

それでは令和3年度の主な事業としまして、簡単に項目だけご説明を申し上げます。

旧第三小学校の利活用、コンビニにAEDの設置、防災キャンプ、空家等対策協議会の設置、森森ファームの充実、小学校の全学年を35人学級とする政府政策の先行完全実施、ICT

支援員の派遣、放課後教育の充実として（仮称）地域未来塾の設置、史跡大塚山古墳群の保存活用計画の策定、学校図書室及び図書館の図書購入費の充実、町民プールの閉鎖と県営プールの入場料助成・、総合スポーツ公園内テニスコートの改修、町制施行 50 周年事業、（仮称）河合町まちづくり基本条例策定、職員による草刈りの軽減、弁護士採用の以上です。

これらについては、町長のご挨拶でのご説明を申し上げます。

議案第 8 号 令和 3 年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。予算書の 259 ページ、並びに予算案の概要の 71 ページをお願いします。

第 1 条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を 21 億 9,900 万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で 2,800 万円の増額、率で 1.3% の増となっております。

第 2 条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第 9 号 令和 3 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。でございます。予算書の 293 ページ、並びに予算案の概要の 73 ページをお願いします。

第 1 条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を 250 万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で 400 万円の減額、率で 13.8% の減となっております。

議案第 10 号 令和 3 年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。予算書の 309 ページ、並びに予算案の概要の 75 ページをお願いします。

第 1 条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を 6 億 1,500 万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で 1 億 1,100 万円の減額、率で 15.3% の減となっております。

第 2 条「債務負担行為」につきましては、予算書の 312 ページをお願いします。地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担することができる、事項、期間及び限度額を定めており、表の通り一つの事項、期間は令和 4 年度、限度額を 1,200 万円と定めるものでございます。

第 3 条「地方債」につきましては、予算書 313 ページをお願いします。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、2 事業、起債限度額 9,830 万円と定めるものでございます。

議案第 11 号 令和 3 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。予算書の 345 ページ、並びに予算案の概要の 77 ページをお願いします。第 1 条「歳入

歳出予算」につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と同額となっております。

議案第12号 令和3年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。予算書の361ページ、並びに予算案の概要の79ページをお願いします。

保険事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を18億9,600万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で6,000万円の減額、率で3.1%の減となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第13号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。予算書の399ページ、並びに予算案の概要の93ページをお願いします。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を4億100万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で500万円の増額、率で1.3%の増となっております。

議案第14号 令和3年度河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊の水道事業会計予算書1ページ、並びに予算案の概要の95ページをお願いします。

第2条「業務の予定量」は予算書のとおりであります。第3条「収益的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を5億7,219万5,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で832万9,000円の減額、率で1.4%の減。また、支出額を5億4,342万2,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で1,154万3,000円の減額、率で2.1%の減となっております。

第4条「資本的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を6億1,620万円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で3億1,720万円の増額、率で106.1%の増となっております。

また、支出額を6億5,248万6,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で3億40万2,000円の増額、率で85.3%の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,628万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金で補填するものでございます。

第5条「債務負担行為」につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めており、表のとおり、1事項、期間は令和4年度、限度額3億3,840万円と定めるものでございます。

第6条「企業債」につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、3事業、起債限度額5億5,600万円と定めるものでございます。

第7条「一時借入金」につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第8条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、職員給与費4,895万9,000円と定めるものでございます。

第9条「たな卸資産の購入限度額」につきましては、100万円と定めるものでございます。

議案第15号 河合町まちづくり基本条例検討審議会設置条例の制定についてでございます。このことにつきましては、「(仮称)河合町まちづくり基本条例」の制定に向けた条例原案等を検討するに当たりまして、町民等のご参加による審議会形式により、十分な時間をかけて作り上げていく過程が重要と考えております。

そのことにつきまして、学識経験者や各種団体、公募による町民の皆さま方等の参加によりまして「河合町まちづくり基本条例検討審議会」を設置することといたしました。同審議会に関し必要な事項を定めることを目的として本条例を今議会に提案するものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案第16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、特別職及び一般職の職員の給与について、減額する期間を令和3年度まで延長し、併せて削減率を変更するものでございます。

削減率の変更につきましては、先ほど町長からも若干申し上げましたが一般職の職員の7級から3級及び再任用職員の給与改定の期末手当の削減額を考慮して、7級から3級及び再任用職員の削減率から、それぞれ0.5%づつ削減幅を緩和するものです。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令において、国民健康保険の加入者に対し課する国民健康保険税における課税限度額の引き上げが図られたこと、及び個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準等の見直しに伴い所要の改正を行うものでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案第18号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、一般浴室の廃止及び音楽療法室の現状にあわせ、条例を改正するものです。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案第19号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和3年度から令和5年度の間は第8期介護保険事業計画の期間にあたりますので、賦課に係る年度を令和3年度から令和5年度までと改正するものでございます。

この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案第20号 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、それに関係する条例を改正するもので、内容は、虐待や感染症の予防及びまん延防止のための措置等及び質の高いケアマネジメントの推進等です。

この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案第21号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、それに関係する条例を改正するもので、内容は、虐待や感染症の予防及びまん延防止のための措置等及び質の高いケアマネジメントの推進等でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案第22号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、それに関係する条例を改正するものです。

改正の内容は、虐待や感染症の予防及びまん延防止のための措置等及び認知症の人の尊厳の保証を実現するための対策の推進等です。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案第 23 号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、それに関係する条例を改正するもので、内容は、虐待や感染症の予防及びまん延防止のための措置等及び認知症の人の尊厳の保証を実現するための対策の推進等です。

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 24 号 河合町心の交流センター条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和 3 年 4 月に河合町心の交流センターと河合町立児童館が統合することに伴い条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、心の交流センターの所在地の変更及び事業内容を一部追加するものでございます。

この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、この両館の統合により河合町立児童館設置条例を廃止するものでございます。

議案第 25 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和 3 年 3 月 31 日をもって葛城広域行政事務組合が解散され、当組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴いまして、当組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき奈良県知事に許可を申請するにあたり、同法第 290 条の規定に基づき議決を求めるものであります。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「令和 2 年度河合町一般会計補正予算」についてご説明いたします。

今回の補正は、ふるさと納税が大幅に増加したことに伴いまして関係経費及び基金への積立金の予算措置を行ったものでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 2,600

万円を追加し、歳入歳出予算総額を 87 億 3,384 万 8,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費では、返礼品及び事務手数料として、1,158 万 3,000 円を増額し目 12 財政調整基金費で、積立金 641 万 7,000 円を増額。

目 15 公共施設整備基金費で、積立金 500 万円を増額。

目 30 新型コロナウイルス感染症対策基金費で、300 万円をそれぞれ増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いします。

歳入につきましては、一般寄付金としてふるさと納税額を 2,600 万円を増額しています。

以上、歳入歳出 2,600 万円の増額補正となっております。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「令和 2 年度河合町一般会計補正予算」についてご説明いたします。

今回の補正は、令和 2 年度に必要なコロナワクチン接種に係る費用について予算措置するものです。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 729 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 87 億 4,114 万 7,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8 ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費では、接種に係る職員の人件費、LAN 工事、備品購入費などとして 668 万 9,000 円を増額。予防接種事故発生調査費として 61 万円を増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いします。

歳入につきましては、国庫補助金として、その支出の全額の 729 万 9,000 円が補助されます。以上、歳入歳出 729 万 9,000 円を増額補正となっております。

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町国民健康保険条例等の一部改正」についてご説明いたします。



今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」にて、国民健康保険税等が規定を引用する、新型コロナウイルス感染症に関する「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の附則を削る改正が行われたため、定義を具体的に書き下ろす改正を行うものです。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町総合福祉会館設置条例の一部改正」についてご説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルスワクチン接種を「総合福祉会館」で行えることとするため、所要の改正を行うものであります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

同意第1号 監査委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、任期満了となりました青木崇氏が、引き続き就任をしていただくという話をお申出いただきましたので、同氏を引き継ぎ選任をいたしたいと思っております。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字佐味田1564番地。氏名、青木崇。生年月日、昭和22年3月24日。

尚、参考に経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

同意第2号から同意第8号までの7同意につきましては、任期満に伴いまして政治倫理審査会委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび、逢坂貞夫氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、兵庫県神戸市東灘区御影郡家2丁目16番14号。氏名、逢坂貞夫。生年月日、昭和11年6月8日。尚、参考に経歴書を添付いたしておりますので、参照いただきたいと存じます。

同意第3号 同意第3号から同意第8号までも、いずれも政治倫理審査会委員の引き継い

での選任についてでございますので、住所、氏名、生年月日を読み上げさせていただきます。

同意第3号 住所、上牧町桜ヶ丘2丁目8番地7。氏名、津野恭誉。生年月日、昭和19年10月14日。

同意第4号 住所、河合町大字川合1206番地。氏名、樋口俊夫。生年月日、昭和22年12月11日。

同意第5号 住所、河合町大字大輪田20番地。氏名、上田邦子。生年月日、昭和13年5月22日。

同意第6号 住所、河合町星和台2丁目6番地9。氏名、田原倉太。生年月日、昭和24年3月10日。

同意第7号 住所、河合町泉台2丁目6番14号。氏名、村田雅信。生年月日、昭和18年2月23日。

同意第8号 住所、河合町高塚台2丁目27番地15。氏名、下修一。生年月日、昭和18年4月7日。

以上、提出致しました37案件の説明とさせていただきます。ご静聴ありがとうございます。

よろしく、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杵本光清） 暫時休憩します。

再開は11時50分といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時50分

---

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 再開します。

先ほど理事者より説明のありました議案及び承認並びに同意のうち、議案第25号の1議案、承認第1号、第2号、第3号、第4号の4承認について本日審議いたします。

日程第3 議案第25号 奈良県市町村総合事務組合を組織とする地方公共団体の数の減

少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この規約の中で葛城広域行政事務組合が抜ける、脱退するという事になってるんですけども、その組合が入ってる市町はどういうところがあるのかという事と、それぞれの葛城広域に入ってる組合の分担金はどれぐらいだったのか。それと今回この葛城広域行政事務組合から脱退するという事ですけれども、脱退する上のところに数の減少とありますけれども、経緯というか理由についてを教えてくださいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） まずご質問いただきました葛城広域行政事務組合の構成団体でございますが、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市及び広陵町で構成されてる一部事務組合となっております。したがって本町では分担金というものは支払いしておりません。それとこの組合が解散にいたった経緯なんですけれども、これらの市町で構成する団体ですが、この組合において広域行政圏域振興整備計画に関する事務とふるさと市町村圏計画に関する事務、そして休日診療所の共同設置という事はされておりました。最初冒頭2つ申し上げました計画の根拠となる国の要綱が廃止されたこと等を受けて休日診療の事務を除き共同処理する必要がなくなった為、大和高田市が休日診療事務の承継を受けて組合が解散することになったと伺っております。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、議案第25号 奈良県市町村総合事務組合を組織とする地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更については可決されました。

---

◎承認第1号から承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河合町一般会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 9ページのところでですけども、公共施設の整備基金となっておりますけども、これは今合計でどれぐらいの基金に積み立てされてるのか、またそれについて使用目的というか予定はあるのかをお聞きしたいのと、新型コロナウイルス感染症の対策基金なんですけども、300万円入れるということですが現在の残高はいくらになってるのか。それともう一つは歳入のところなんですけども、ふるさと納税のところの何名の方からふるさと納税があったのか合わせてお願いします。

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 公共施設整備基金なんですが残高としまして約580万円あります。このものにつきましては、第3小学校利活用事業に活用したいと考えております。それと新型コロナウイルスの感染症の残高としまして約950万円となっております。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） ふるさと納税の件数ですが1,677件となっております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 9ページでふるさと納税の事務代行手数料が312万9,000円なんですけども、これはどこが代行しててどういう内容か、まるまる代行してもらってるのか中身をお伺いいたします。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 代行手数料でございますが、「さとふる」という業者に委託をしております。その手数料と寄付の受領証明書の発行代行手数料、こちらも「さとふる」に支払っております。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河合町一般会計補正予算)については承認することに決定いたします。

○議長（杵本光清） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河合町一般会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 9ページのところでですけども、会計年度の採用の職員の報酬は事務4名、看護師1名であがってますけども、今現在どのような仕事を遂行されてるのか、また最終的には事務、看護師ふくめて何名体制でいくのかお願いします。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

- 議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。
- 子育て支援課長（小山寿子） 会計年度の事務職として2月15日号の広報で募集いたしまして、その後現在面接中でございます。既に3月1日より1名、会計年度の職員が保健センター3階の方で準備の方を進めてもらってますけども、3月1日にコロナのワクチン接種の推進室ができて、そこで兼務の室長と係長と会計年度の職員若干名で執り行っていく予定になっております。会計年度の募集をしておりますのはコロナの電話相談等を受け付けていただく職員の方で採用が決定しだい採用させていただいてコロナの相談センターの方で執行の方をしていっていただきたいと思います。看護師の方も同じようにワクチン接種に対しての準備の方を執り行っていただくように現在探してる最中です。
- 10番（馬場千恵子） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 馬場議員。
- 10番（馬場千恵子） 最終的には何名になるのか。
- 子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。
- 子育て支援課長（小山寿子） 最終的には会計年度の職員は5名で看護師は1名で会計年度職員として採用をしていきます。
- 10番（馬場千恵子） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 馬場議員。
- 10番（馬場千恵子） このワクチンの体制については令和2年度の会計のところで補正予算で賄っていくということでいいんですかね。
- 子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。
- 子育て支援課長（小山寿子） この729万9,000円というのは令和2年度中に令和3年度に実施する早めにしておかないといけない準備のために使うためのものでして、職員の給与というのはほぼ、1月分となっております。その他のお金というのは申し込みとかする時の国のシステムに入っていくネット回線の接続であるとか、会場の準備のための備品の購入費であるとか、接種券の印刷とかの費用で国の補助金となっております。交付金となっております。
- 議長（杵本光清） 他にございませんか。
- 6番（坂本博道） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 9ページの節の右の12で予防接種事故発生調査費として計上しているんですが、事故発生の調査の仕組みはどういう予定なのかお伺いいたします。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 北葛城地区医師会の方で予防接種事故調査委員会というのを作っております、事故が発生した時にそこに調査をお願いして、事故が起こった時に会議等を開いて今後どのように対処していくかというようなことなんですけども、当初は3月から予防接種を行う予定でしたので、ここで予算を計上しているんですけども、今のワクチンの供給かげんからいうと年度を持ち越しそうなので、この費用は繰り越して令和3年度の方にいく加減になっていくと思います。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 9ページの備品購入費、この中で200万円の予算とっておられるんですがパソコンパーテーション、体温計等ですがそれ以外にどんなものがあるのか、それとパソコンは何台ぐらい購入予定で考えてるのかお答えねがいますか。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） このパソコンというのはコロナの受付センターの方に置くものでワクチンの国へのV-SYSというシステムに入り込む申請であるとか住民の方からの受付で入り込むとかもあるんですけども、パソコン自体は5台購入する予定です。パソコン以外の購入はパーテーションであるとか感染予防用の備品という部分なんですけども、かなりパーテーションもいると思いますのでその数も多いですのでそれがここに計上されております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたらパソコン5台ということですけども、それを使うのは職員ですか。職員でこれを活用されるということの解釈ですか。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） このパソコンは受付で使う部分では会計年度職員と保健センターの保健師の方でV－S Y S入力等に活用していく予定になっております。また、今まだ会場での設定に関しては検討中なんですけれども、もしかしたら会場の方で2回目の受付業務ということで、使用していくかもしれないんですけども現在、どういう流れになるかはワクチン対策本部の方で検討中でございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。  
(発言する者なし)

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。  
これより、承認第2号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。  
(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。  
よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河合町一般会計補正予算)については承認することに決定いたします。

○議長（杵本光清） 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険税条例等の一部改正)を議題とします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑のある方、発言願います。  
(発言する者なし)

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。  
これより、承認第3号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。  
(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。



よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険税条例等の一部改正)については承認することに決定いたします。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(河合町総合福祉会館設置条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(杵本光清) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 今回この中で豆山の郷が使用されるということですが、接種会場として使用している間、それ以外の貸し室についての使用はどのようになるのかと、ワクチンの接種会場としての施設基準というものはあるのかどうか。併せて豆山の郷以外でワクチンの接種するようになった場合にも設置基準等もあるのかお願いします。

○高齢福祉課長(古谷真孝) はい、議長。

○議長(杵本光清) 古谷高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(古谷真孝) まず、接種会場として使用している間の豆山の郷の貸し室についてでございます。4月5月と当初の時点で接種会場として使われる日に関しては一旦、貸し室を止めようと考えてます。ただ、混乱が無いと判断した場合、6月以降ですとか、状況の応じて貸し室を再開を検討したいと考えております。

○子育て支援課長(小山寿子) はい、議長。

○議長(杵本光清) 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長(小山寿子) 設置施設の設置基準ですけれども、診療所設置の申請をするにあたり、診察をするスペースであるとか、接収するスペースという広さの申請とかもろもろの書類は現在申請中なんですけれども、ほぼ広さにおいても、診察していただく申請の先生の基準とかも満たしております、後は認可の方を待つだけになっております。また、それ以外の設置についてということになりますと、それ以外で接種する時は巡回方接種ということで、またその申請を上げる事によって巡回型接種ができていくというようになっております。

○4番(佐藤利治) はい、議長。

○議長(杵本光清) 佐藤議員。

○4番(佐藤利治) 総合福祉会館を使用するための条例を変えるということなんですけれども、

使用するにあたって電源、サブ電源等の確保等は何か発電機か何かはもう用意できたんでしょうか。予定として聞かせて下さい。

○高齢福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（杵本光清） 古谷高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古谷真孝） 当初、大型の冷蔵庫が設置された場合に使用できる電源の箇所が制限されるのではないかという懸念を協議しましたが、現時点では普通のコンセントで対応できるということなので現在の定格出力の中に収まると判断しております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(河合町総合福祉会館設置条例の一部改正) については承認することに決定いたします。

---

◎議案第1号から議案第6号、議案第15号から議案第24号、請願第1号  
の委員会付託

○議長（杵本光清） 日程第8、議案第1号、日程第9、議案第2号、日程第10、議案第3号、日程第11、議案第4号、日程第12、議案第5号、日程第13、議案第6号、日程第14、議案第15号、日程第15、議案第16号、日程第16、議案第17号、日程第17、議案第18号、日程第18、議案第19号、日程第19、議案第20号、日程第20、議案第21号、日程第21、議案第22号、日程第22、議案第23号、日程第23、議案第24号、日程第24、請願第1号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。  
報告します。

議案第1号、議案第15号、議案第16号、請願第1号を総務常任委員会に付託します。

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を厚生常任委員会に付託します。

議案第3号、議案第6号を経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第7号から議案第14号の委員会付託

○議長(杵本光清) 日程第25、議案第7号、日程第26、議案第8号、日程第27、議案第9号、日程第28、議案第10号、日程第29、議案第11号、日程第30、議案第12号、日程第31、議案第13号、日程第32、議案第14号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。  
報告します。

特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は「予算審査特別委員会」といたします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員の選任については、どのようにしたらよろしいかお伺いいたします。

(「議長一任」と言う者あり)

議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

議案第7号から第14号までの審議は、議長を除く全議員で構成される予算審査特別委員

会に付託いたします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩といたします。

休憩 午後 12 時 9 分

再開 午後 12 時 16 分

○議長（杵本光清） 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には、坂本博道議員、同副委員長には大西孝幸議員が選任されました。

---

#### ◎同意第 1 号から同意第 8 号の審議方法

○議長（杵本光清） 日程第33、同意第 1 号、日程第34、同意第 2 号、日程第35、同意第 3 号、日程第36、同意第 4 号、日程第37、同意第 5 号、日程第38、同意第 6 号、日程第39、同意第 7 号、日程第40、同意第 8 号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

最終日に審議いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（杵本光清） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますのご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午後12時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子

署 名 議 員 岡 田 康 則